

佐賀県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により同法による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成二十一年八月二十一日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
馬場整骨院	佐賀市金立町大字千布三四〇六番地一	平成二一・四・一
なかしま接骨院	三養基郡みやき町大字西島二二三番地二	平成二一・五・八